

大阪府立男女共同参画・青少年センター条例施行規則の一部改正案について

1. 改正の趣旨

大阪府立男女共同参画・青少年センターでは、平成18年4月より指定管理者制度を導入し、民間事業者の経営手法や人材・技術力などを活用しながら、効果的・効率的な運営を行っているところです。

このたび、利用者の利便性をさらに向上する観点から、指定管理者が規則で定める開館時間及び休館日を変更できるよう、次のとおり改正を行います。

2. 主な改正の内容

これまで、規則で定める開館時間及び休館日の変更は、知事が特別の理由がある場合にのみ変更することができましたが、指定管理者が変更できるよう改正します。(平成28年4月1日施行予定)

○規則で定める開館時間

午前9時30分から午後9時30分まで

(条例別表の保育室にあつては、木曜日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

○規則で定める休館日

- ・月曜日
- ・国民の祝日に規定する休日（その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日後最初に到来する平日（土曜日、日曜日、月曜日及び休日以外の日をいう。）
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日